

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	高齢者在宅生活支援事業の利用料の免除		
根拠法令及び条項	那覇市高齢者在宅生活支援条例第7条 那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> 那覇市高齢者在宅生活支援条例 (利用料の減免) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。  那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則 (利用料の免除) 第7条 利用者が月の初日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき、又は那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)第13条第1項の規定により保険料の減免を受けているときは、条例第7条の規定により当該月に係る利用料を免除する。		
審査基準 設定年月日	平成12年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成25年9月4日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。